

災害時等における東海・北陸地区高等専門学校間  
の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、東海・北陸地区高等専門学校の校長の協議により、富山高等専門学校、石川工業高等専門学校、福井工業高等専門学校、金沢工業高等専門学校、岐阜工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校、豊田工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校及び鈴鹿工業高等専門学校(以下「協定校」という。)において、地震等による災害が発生し、被災校独自では十分に対応・復旧ができない場合に、他の協定校から被災校に対する応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(相互連絡)

第2条 協定校は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課(以下、「連絡担当課」という。)を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料・薬品類その他応急物資の援助措置
- (2) 必要に応じ、人員の派遣
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に要請のある事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする協定校は、次の事項を明らかにして、電話、ファックス、電子メール等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げるものの品名及び数量
- (3) 応急物資の搬入場所及び搬入場所への経路
- (4) 人員の派遣がある場合は、その職務内容、派遣期間、派遣場所及び派遣場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として応援する協定校の負担とする。

(連絡会議)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡担当課による連絡会議を開催するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、協定校のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、これを定める必要が生じた場合は、その都度、協定校間で協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、連絡担当課が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を9通作成し、各協定校は校長名を以て記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

富山高等専門学校長

米田 政明



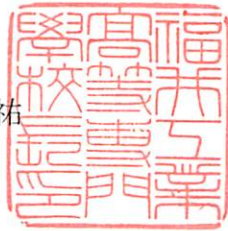
石川工業高等専門学校長

金岡 千嘉男



福井工業高等専門学校長

池田 大祐



金沢工業高等専門学校長

山田 弘文



岐阜工業高等専門学校長

榊原 建樹



沼津工業高等専門学校長

柳下 福蔵



豊田工業高等専門学校長

末松 良一



鳥羽商船高等専門学校長

藤田 稔彦



鈴鹿工業高等専門学校長

高橋 誠記

